

## 外国人登録

日本に90日以上（入国した日から数えて）滞在する外国籍の人（日本国籍との重国籍者は不要）は、在住の市町村で外国人登録を行うように義務づけられています。また、その登録事項に変更があった時もすみやかに市町村役場に届けなければなりません。

外国人登録証明書（カード）は、あなたの日本での身分を証明するものです。銀行口座の開設時や運転免許の取得の際に提示を求められる事があります。16歳以上の人は常時携帯が義務づけられています。

### 1. 新規登録申請

#### （1）入国したとき

◆**届け出期限**：入国日から90日以内。ただし90日以内に出国する人は、申請の必要はありません。

◆**必要なもの**：パスポート、写真2枚（4.5cm×3.5cm、最近6ヶ月以内に撮影したもの、上半身正面無帽、背景無し、16歳未満は不要）

#### （2）子供が産まれたとき

◆**届け出期限**：出生から60日以内に手続きしてください。ただし60日以内に出国する場合は申請の必要がありません。

◆**必要なもの**：子供のパスポート、出生届出証明書  
\*日本で出生した場合、子供のパスポートがない時は父母の旅券（ある方のみ）持参

ただし市町村によって異なる為、各市町村役場にお問い合わせ下さい。

※出生後14日以内に市町村役場に出生届をしなければなりません。両親が外国人の場合は、自国の在日大使館または領事館にも届け出る必要があります。国民健康保険に加入する手続きが必要です。詳しくは居住地の市町村役場にお問合せください。

また、30日以内に入国管理局に届け出る必要もあります。

### 2. 確認申請

一定期間ごとに登録している内容が事実合っているかの確認（切替）の申請をしなければなりません。

## 外国人登録

在日本停留90天以上的(从入国日算起)外国籍人员(持有包括日本国籍的双重国籍者不需要),需履行去所住市町村办理外国人登录手续的义务。另外,如登录事项有变更也应即刻向市町村公所报告。

外国人登录证明书(卡),是你在日本证明身份的东西。有时需要出示,如开设银行帐户或考驾驶执照时。16岁以上的人有随身随时携带的义务。

### 1. 新規登録申請

#### （1）入国后

◆**申請期限**：入国后90天内。但是90天以内离开日本的人没有申请的必要。

◆**所需材料**：护照、照片2张（4.5×3.5厘米、6个月内上半身免冠照、无背景、未满16岁不需要）

#### （2）有新生儿时

◆**申請期限**：请于出生后60天内办理手续。60天以内出日本国的话不需要申请。

◆**所需材料**：婴儿的护照、出生登记证明书

※在日本出生,孩子还没有护照,可持父母护照(一方即可)

各市町村要求有所不同,请咨询各市町村政府。

※出生后14天内应去市町村政府办理出生登记。如父母双方都为外国人的话,需去本国的在日大使馆或领事馆办理登记手续。还需要办理加入国民健康保险的手续。详细情况请向居住地的市町村政府咨询。

另外,应在30天内去入国管理局办理登记手续。

### 2. 確認申請

每隔一定时间,如到了规定期限(下次的确认申请期限)必须要办理外国人登录证明书的确认(更新)申请。

## ① 16歳以上の方

◆**届出期限**：外国人登録証明書に記載されている確認（切替）日から30日以内にパスポート、登録証明書、写真2枚を提出して本人が確認申請をしてください。

## ② 16歳に達する方

◆**届出期限**：16歳未満であった外国人が16歳になった時には16歳の誕生日から30日以内にパスポート、登録証明書、写真2枚を提出して本人が確認申請をしてください。

## 3. 変更登録申請

住所、氏名、国籍、在留資格、在留期間、職業、勤務先、勤務先の名称・所在地などに変更があった場合は**14日以内**に届け出をしてください。

◆**必要なもの**：外国人登録証明書、変更のあったことを証明する文書、パスポート\*写真2枚（4.5×3.5cm）

\*氏名か国籍に変更のあった場合のみ必要

## 4. 紛失・盗難の場合

外国人登録証明書を紛失したり、盗難にあった場合は**14日以内**に手続きしてください。必要書類はパスポートと写真2枚を持参し、本人が申請してください。16歳未満の場合は、同居の親族の方が申請してください。16歳未満の場合、写真は不要です。

盗難の場合は警察から紛失届出証明等をもらい添付してください。

## 5. 返納

## ① 出国

出国空港、港で入国審査官に返納してください。

## ② 死亡

**14日以内**に同居の親族が死亡診断書または死亡届証明書を持参して、市役所の外国人登録受付窓口に返納してください。

## ③ 日本国籍の取得

**14日以内**に本人が市役所の外国人登録受付窓口に日本国籍取得証明書または帰化者の身分証明書を持って返納してください。

## ① 16歳以上の人

◆**登記期限**：请在外国人登录证明书上记载的确认（更新）日到期后30天以内，由本人办理确认申请。需带护照、登录证明书、照片2张。

## ② 满16岁的人

◆**登记期限**：未满16岁的外国人满16岁时，请在16岁生日后30天内，由本人办理确认申请。需带护照、登录证明书、照片2张。

## 3. 变更登记申请

如住址、姓名、国籍、在留资格、在留期限、职业、工作单位、工作单位名称、地址等变更的话，请在**14天内**办理登记手续

◆**所需材料**：外国人登录证明书、变更事项的证明材料、护照\*照片2张（4.5×3.5厘米）

\*只在姓名或变更国籍的时候需要

## 4. 丢失・被盗的情况

外国人登录证明书如丢失或被盗的话请在**14天内**办理手续。需本人带护照和2张照片申请。未满16岁情况下，由同居的亲属办理。未满16岁不需照片。

被盗的话，还应附上请警察开具的丢失登记证明等材料。

## 5. 交还

## ① 出国

应在出国的机场、港口将其交还给入国审查官。

## ② 死亡

亲属应在**14天内**持死亡诊断书或死亡登记证明书，去市役所的外国人登录受理窗口办理交还手续。

## ③ 取得日本国籍

本人应在**14天内**持日本国籍取得证明书或归化者身份证明书去外国人登录受理窗口办理交还手续。

## 在留資格・在留期間

日本での滞在を許可されたすべての外国人は、それぞれの滞在目的に従って、「在留資格」(27種類)と「在留期間」が定められています。おのおの「在留資格」には活動できる内容が厳格に規定されており、許可なく収入の伴う活動などの資格外活動をする、退去強制処分を受けたり、在留の期間更新や資格変更の申請が不許可になったりするおそれがあります。在留についての基本的な情報は、最寄りの入国管理局で得られます。

### 1. 在留資格

(1) 就労活動が認められるもの

◇外交 ◇公用 ◇教授 ◇芸術 ◇宗教  
◇報道 ◇投資・経営 ◇法律・会計業務 ◇医療  
◇研究 ◇教育 ◇技術 ◇人文知識・国際業務  
◇企業内転勤 ◇興行 ◇技能

(2) 就労活動が認められないもの

◇文化活動 ◇短期滞在 ◇留学 ◇就学  
◇研修 ◇家族滞在

(3) 個々の外国人について特に指定するもの

◇特定活動(ワーキングホリデー等)

(4) 活動に制限のないもの

◇永住者 ◇日本人の配偶者等  
◇永住者の配偶者等 ◇定住者

### 2. 在留に関する手続き

(1) 資格外活動許可

現在与えられている在留資格に属する活動以外の収入を伴う事業を運営する活動、または報酬を受ける活動を行う場合には、資格外活動許可を受ける必要があります。

本来の活動を中止して専ら新しい活動を行う場合には、在留資格の変更を受ける必要があります。

(2) 在留資格変更の許可

現在行っている活動をやめて、在留資格外の在留資格に該当する活動を専ら行おうとする場合には、在留資格変更許可を受けなければなりません。留学生在が日本で就職する場合、これに該当します。また変更許可後、居住地の市町村役場で「外国人登録の変更登録申請」が必要です。

## 在留資格・在留期限

所有被允许在日本停留的外国人，根据各自的停留目的，都规定有「在留资格」(27种)和「在留期限」。根据各自的「在留资格」，允许活动的内容被严格的限制，如未经允许做了带有收入等的资格外活动，有可能受到强制离境或者不予办理在留期限更新及资格变更申请的处分。有关在留的基本信息可去附近的入国管理局咨询。

### 1. 在留資格

(1) 允许就劳活动的在留資格

◇外交 ◇公用 ◇教授 ◇艺术 ◇宗教  
◇報道 ◇投資・経営 ◇法律・会計業務 ◇医療  
◇研究 ◇教育 ◇技術 ◇人文知識・国際業務  
◇企業内轉勤 ◇演出 ◇技能

(2) 不允许进行就劳活动的在留資格

◇文化活动 ◇短期滞在 ◇留学 ◇就学  
◇研修 ◇家族滞在

(3) 个别的外国人有特殊指定的在留資格

◇特定活动(工作假期等)

(4) 活动没有限制的在留資格

◇永住者 ◇日本人配偶者等  
◇永住者配偶者等 ◇定住者

### 2. 有关在留の手續

(1) 資格外活動許可

如进行属于现持在留資格以外的带有收入的活动，或者取得报酬的活动，需申请資格外活動許可。

中止原来的活动而主要进行新的活动时，需办理在留資格の変更手續。

(2) 在留資格変更の許可

中止现行的活动，想以现在留資格以外的在留資格为主要从事的活动时，必须要办理在留資格変更許可。留学生在在日本就职即属于此范围。另外，变更得到许可后，需向居住地的市町村政府提交“外国人登録の変更登録申請”。

**(3) 在留期間更新の許可**

現在与えられている在留資格のまま現在の在留期間を超えて引き続き在留しようとする場合は、期限の満了日までに在留期間の更新の申請をしなければなりません。在留期間の更新の申請は、通常在留期間が満了する日の2ヶ月前から受け付けています。

**(4) 再入国許可**

「再入国許可」制度とは、日本に在留している外国人が一時的に日本を離れて本国あるいは第三国に出国した後、再び同じ在留目的で日本に入国する場合に入国・上陸の手続きを簡略化する目的で設けられている制度です。もしこの許可を取らないで出国した場合、その時点で在留資格及び在留期間がなくなり、日本に戻る時ビザの取得など手続きをもう1度しなければなりませんし、ビザが発給されても出国前と同じ在留資格が与えられるとは限りません。また、1回限り有効、又は、数次有効の再入国許可を受けられるものの2種類があります。

再入国許可の期限は最長3年（特別永住者は4年）ですが、在留期間を超えて与えられることはありません。

**※注意事項※**

再入国許可は在留許可期限を超えることはできません。在留期限が間近の場合は、まえもって在留期間更新の許可を受けておく必要があります。在留期間の切れる10日前までに所轄の入国管理局で行ってください。（6か月以上の在留期間を有する者にあたっては在留期間の満了する2か月前から更新できます）

**◆申請に必要な書類**

- ・再入国許可申請書 2部（地方入国管理局の窓口に備え付けのもの）
- ・パスポート
- ・外国人登録証

**(5) 永住の許可**

外国人が永住の在留資格に変更しようとする場合に与えられる許可です。相当期間日本に在留した結果、恒久的な生活の本拠が日本に築かれ、かつその人の永住が日本の国益に合致すると認められる場合に限り永住が許可されます。

永住権を許可された者は、在留活動上の制限がなく、在留期間もありません。従って資格外活動の許可や在留期間更新の許可を受ける必要がなくなります。旅行などで出国し再入国する場合には再入国許可が必要です。

**(3) 在留期限更新許可**

希望持現有在留資格、但是想延期继续停留的情况，必须在现有的在留期限期满前申请在留期限更新。在留期限的更新申请一般从在留期满日2个月以前开始办理。

**(4) 再入国許可**

“再入国許可”制度是在日本居住的外国人临时离开日本，回本国或去第三国后，再次以同样的在留目的返回日本时，为简化入国・上陆手续而设立的制度。如没有取得此许可而出日本国的话，出国时既失去在留资格，在留期也失效，如想返回日本必须重新办理签证等手续，而且即使取得了签证，也不一定能够得到与出日本国前相同的在留资格。再入国许可分为1次有效和多次有效的再入国许可两种。

再入国许可期限最长为3年（特别永住者4年），没有超过在留期限发给的可能。

**※注意事項※**

再入国许可不能超过在留许可期限。如在留期限快到到期时，应事先办理在留期限更新许可。请在在留期限到期10天以前去所辖入国管理局办理。（有6个月以上在留期者，在留期到期2个月前就可以开始办理更新）

**◆申請所需材料**

- ・再入国許可申請書2份（地方入国管理局窓口提供）
- ・护照
- ・外国人登録証

**(5) 永住許可**

外国人希望变更为永住在留资格的情况下取得的许可。只有在日本长期生活，建立了能一直生活下去的基础，并且此人的永住被认为是符合日本的国家利益的者，才能得到永住许可。

取得永住权的人，没有在留活动上的限制，也没有在留期限。虽然不用办理资格外活动许可或在留期限更新许可，但是因旅游等离开日本再返回的情况，需办理再入国许可。

(6) 生まれた子供の在留資格取得の許可

外国人として子供が生まれた場合は、出生から30日以内に在留資格及び在留期間を取得する必要があります。両親はパスポート、外国人登録証明書、そして子供の出生届受理証明書、外国人登録原票記載事項証明書を持参して、入国管理局に在留資格取得許可申請書を提出してください。ただし、出生から60日以内に日本を出国する場合には必要はありません。

入国管理局 岐阜出張所

〒500-8429  
岐阜市加納清水町3-8-1 日本泉ビル3階  
TEL: 058-268-7050  
受付時間: 9時～16時 (土・日曜日・休日を除く)  
対応言語: 日本語

名古屋入国管理局

〒460-8601  
愛知県名古屋市港区正保町5-18  
就労審査部門 052-559-2114～5  
永住審査部門 052-559-2120～1  
留学・研修審査部門 052-559-2117～8  
調査記録部門 052-559-2125  
受付時間: 9時～16時  
(土・日曜日・休日を除く)

外国人在留総合インフォメーションセンター(名古屋)

(在留関係・相談・問い合わせ)  
〒460-8601  
愛知県名古屋市港区正保町5-18  
TEL 052-559-2151～2  
<対応言語・受付時間>  
◆ 英語・スペイン語・ポルトガル語  
中国語・タガログ語  
月曜日～金曜日 9時～16時  
  
◆ 韓国語 月曜日～木曜日 9時～16時

(6) 新生儿在留資格の取得

外国人生孩子的情况，需在出生后30天内取得在留资格及在留期限。父母可持护照、外国人登录证明书、以及孩子的出生登记受理证明书、外国人登录原票记载事项证明书，向入国管理局提交在留资格取得许可申请书。但是，出生后60天内离开日本的话没有申请的必要。

入国管理局 岐阜办事处

〒500-8429  
岐阜市加納清水町3-8-1 日本泉大楼3层  
电话: 058-268-7050  
受理时间: 9点～16点 (星期六日、节假日休息)  
对应语言: 日语

名古屋入国管理局

〒460-8601  
爱知県名古屋市港区正保町5-18  
劳动就业资格审查部门 052-559-2114～5  
永久居住资格审查部门 052-559-2120～1  
留学・研修资格审查部门 052-559-2117～8  
调查记录部门 052-559-2125  
接待时间: 9点～16点  
(星期六日、节假日休息)

外国人在留综合信息中心(名古屋)

(在留相关事宜・咨询)  
〒460-8601  
爱知県名古屋市港区正保町5-18  
电话: 052-559-2151～2  
<对应语言及接待时间>  
◆ 英语、西班牙语、葡萄牙语、中国語、他加禄語  
星期一～星期五 9点～16点  
  
◆ 韩国語: 星期一～星期四 9点～16点

## 届 け 出

## 1. 婚 姻 届

双方の同意のもとに婚姻届が正しく提出されれば、法律上、婚姻は成立します。

## (1) 結婚の方法

## ① 外国人同士の結婚

外国人同士が結婚する場合は、日本と当事者双方の国の婚姻法に合致しなければなりません。次の書類を居住地の市町村役場に提出してください。婚姻要件具備証明書の代わりに、戸籍謄本（出生証明書）や宣誓供述書（Affidavid）、申述書、結婚証明書があります。婚姻要件具備証明書などの取得方法については当事者の国の大使館で確認してください。

## ◆婚姻届出書

20歳以上の証人2名に署名捺印（印鑑のない国の人はサインが必要です。）

## ◆婚姻要件具備証明書（独身証明書）・国籍証明書

本国法で結婚要件を満たしていることを証明するものです。訳者の署名・押印された訳文を添付してください。

- ・パスポート
- ・外国人登録原票記載事項証明書

## ② 外国人と日本人の結婚（日本国内で届け出る場合）

外国人と日本人の結婚の場合、日本の婚姻法と当事者の国の婚姻法に合致しなければなりません。手続きは、日本人同士の結婚と同じように居住地または本籍地の市町村役場に届けてください。

必要書類は次のとおりです。

- ・婚姻届出書
- ・戸籍抄本（日本人）
- ・婚姻要件具備証明書・国籍証明書（外国人）
- ・パスポート
- ・外国人登録原票記載事項証明書

## (2) 日本人配偶者の婚姻後の姓

国際結婚の場合は日本人同士の結婚と違って、結婚後の夫婦の姓をひとつにする必要がありません。結婚届後6ヶ月以内に「外国人との婚姻による氏の変更届」（市町村役場にあり）を市町村役場、あるいは在外大使館（領事館）に出せば、外国人の配偶者と同じ姓になります。

## 登 記

## 1. 婚姻登記

如在双方同意的前提下，正当提交结婚申请，法律上婚姻即告成立。

## (1) 结婚手续

## ① 外国人间结婚

外国人间结婚的话，必须符合日本与当事人双方国家的婚姻法。请将下述材料提交给居住地的市町村政府。户籍誊本（出生证明）和宣誓书（Affidavid）、申述书、结婚证明书可代替具备婚姻条件证明书。有关具备婚姻条件证明书等的获取方法请与当事人国家的大使馆确认。

## ◆结婚申请书

需2名20岁以上的证人签字盖章（没有印章国家的人要签字）

## ◆具备婚姻条件证明书

证明其满足本国法律的结婚条件。请附上译者署名或盖章的译文。

- ・护照
- ・外国人登录原票记载事项证明书

## ② 外国人和日本人结婚（在日本国内登记的话）

外国人和日本人结婚的话，必须符合日本的婚姻法和当事人国家的婚姻法。手续与日本人间结婚相同，请去居住地或原籍地的市町村政府登记。

所需材料如下所示

- ・结婚申请书
- ・户籍抄本（日本人）
- ・具备婚姻条件证明书、国籍证明（外国人）
- ・护照
- ・外国人登录原票记载事项证明书

## (2) 日本人配偶者婚后の姓氏

国际结婚与日本人间结婚不同，结婚后没有夫妇同姓的必要。结婚登记后6个月内，如向市町村政府或者在外大使馆（领事馆）提交「因与外国人结婚变更姓氏申请」（表格各市町村政府可领）的话，可与外国人配偶者同姓。

### (3) 在留資格

外国人が日本人と結婚した場合の在留資格は「日本人の配偶者等」となります。この資格では、日本における職業や活動の制限は受けません。期間は1年又は3年と、そのときの状況（結婚歴が長く生活が安定しているかどうか）などによって変わります。詳しい手続方法は「外国人在留総合インフォメーションセンター（名古屋）」（B-2『在留手続』）へおたずねください。

## 2. 離婚届

婚姻した場合と同様、届け出た日から法律上は離婚したとされます。

### (1) 離婚の方法

#### ① 外国人と日本人の離婚

外国人との離婚を希望する日本人は日本に住所があれば相手が外国にいても日本の法律に従って離婚の手続きを行えます。外国人が日本に住んでいて（1年以上、外国人登録をしていること）日本人のほうが外国に住んでいても日本で離婚できます。

#### ◆協議離婚

双方が納得の上、離婚する場合、「協議離婚」が成立します。夫婦の本籍地または居住地の担当窓口で離婚届を提出します。その際に外国人登録証明書とパスポートの写しを離婚届に添付してください。離婚届には証人（20歳以上）2名の署名押印が必要です。未成年の子供（満20歳未満）がいる場合は、夫婦どちらかが親権者になるか明確でなければ、離婚届は受理されません。協議離婚は離婚件数全体の約9割を占めます。

#### ◆調停離婚

双方の理解が得られない場合は、夫もしくは妻が家庭裁判所に調停を申し込むことができます。必要な書類は戸籍謄本、外国人登録証明書、外国人登録原票記載事項証明書、パスポートです。

#### ◆審判離婚

調停が成立しない場合において、家庭裁判所が相当と認めるときは、家庭裁判所の職権で審判を下し、離婚を成立させます。二週間以内に家庭裁判所に対する異議の申し立てがなければ、離婚は成立します。

#### ◆裁判離婚

それでも、離婚が成立しないときは地方裁判所に離婚の訴えを提起して裁判確定後に「裁判離婚」が成立します。

### (3) 在留資格

外国人与日本人结婚后在留资格变为“日本人配偶者等”。此种资格在日本没有职业或活动的限制。期限有1年或3年，并根据情况（结婚时间长短，生活是否安定）而变化。详细手続方法请咨询「外国人在留综合信息中心（名古屋）」（B-2“在留手続”）。

## 2. 离婚登记

和结婚一样，提交离婚申请后法律上离婚即告成立。

### (1) 离婚的方法

#### ① 外国人和日本人离婚

希望和外国人离婚的日本人如果在日本有住所，对方即使在国外，按照日本法律也可以办理离婚手续。外国人在日本居住（1年以上，办理了外国人登录），而日本人在外国居住的情况，也可在日本办理离婚。

#### ◆协议离婚

双方都同意离婚的话，“协议离婚”即成立。可向夫妇原籍地或居住地的负责窗口提出离婚申请。请在离婚申请上附上外国人登录证明书的复印件。离婚申请需2名证人（20岁以上）署名盖章。如有未成年子女（未满20岁），需明确孩子的抚养权后，才受理离婚申请。协议离婚约占离婚件数总数的9成。

#### ◆调解离婚

如双方达不成一致的话，丈夫或妻子可向家庭法院申请调解。所需材料为户籍誊本、外国人登录证明书、外国人登录原票记载事项证明书、护照。

#### ◆审判离婚

在调解不成立，而家庭法院也予以承认的情况下，可以裁断，如果两星期内对家庭法院的裁断没有提出异议，那么就具有和离婚判决一样的效力。

#### ◆裁判离婚

如果审判离婚也不行的话，可向地方法院提交离婚诉讼，法院判决后“裁判离婚”即告成立。

## ② 外国人同士の日本での離婚

夫婦が同一国籍の場合であればその国の法律に従って離婚手続きができます。しかし夫婦がアメリカ国籍の場合であってもアメリカは州によって法律が違うので、州が違う場合は同一本国法とは認められません。

夫婦が異国籍の場合、その夫婦が日本に常居所があれば日本の法律が適用されます。

## ※日本に常居所があるとは…

5年以上日本に在留している場合。(外交、公用の資格や、米軍、不法滞在者や密入国を除く)、ただし永住者、日本人の配偶者等、定住者の資格は1年以上です。

国や宗教によって離婚の方法が異なる場合もあるので、まず大使館に問い合わせてください。

## (2) 弁護士の依頼

外国人の離婚に関する法的なアドバイスは以下の機関で行っています。

## 岐阜県弁護士会 (日本語)

岐阜市端詰町22

TEL : 058-265-0020 FAX : 058-265-4100

Homepage <http://www.gifuben.org>

要予約制

受付時間 : 月～金 9:00～17:00

第1・3土曜日のみ 9:00～12:00

休日 : 祝日・年末年始

## 法テラス (日本司法支援センター)

ナビダイヤル 0570-078374

PHS・IP 電話 03-6745-5600

平日 : 9:00～21:00 土曜日 : 9:00～17:00

休日 : 祝休日と年末年始

[内容] 法律相談援助・代理援助・書類作成援助

## JAPAN HELPLINE

対応言語 : 英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・韓国語など18カ国以上

受付日時 : 毎日24時間

TEL : 0120-46-1997

Email : [jhl@japan.co.jp](mailto:jhl@japan.co.jp)

Homepage : [www.jhelp.com](http://www.jhelp.com)

## ② 双方都是外国人而在日本离婚

这种情况如夫妻为同一国籍的话,可按照该国法律办理离婚手续。但是,如夫妻双方为美国国籍的话,由于美国各州法律不同,因此如果不同州的话,不能适用同一国家的法律。

夫妻国籍不同的话,如该夫妻在日本长期居住即可适用日本的法律。

## ※在日本长期居住指…

在日本停留5年以上的人(不包括外交、公用的在留资格以及美军、非法滞在者、偷渡者等)。但是,持永住者、日本人配偶者等、定住者资格的人为1年以上。

由于国家或宗教不同,离婚的方法也不同,请先向大使馆咨询。

## (2) 委托律师

以下单位可提供有关外国人离婚的法律方面建议。

## 岐阜县律师会 (日语)

岐阜市端詰町22

电话 : 058-265-0020 传真 : 058-265-4100

网页 : <http://www.gifuben.org>

预约制

受理时间 : 星期一～五 9:00～17:00

每月第1、3星期六为 9:00～12:00

休息 : 节假日、新年前后

## 法律平台 (日本司法支援中心)

指南电话 0570-078374

PHS・IP 电话 03-6745-5600

平时 : 9:00～21:00 星期六 : 9:00～17:00

休息 : 节假日和新年前后

[内容] 法律咨询支援、代理支援、文件制作支援

## JAPAN HELPLINE

对应语言 : 英语・中国语・西班牙语・葡萄牙语・韩国语等18国以上的语言

受理时间 : 每天24小时

电话 : 0120-46-1997

邮件地址 : [jhl@japan.co.jp](mailto:jhl@japan.co.jp)

网页 : [www.jhelp.com](http://www.jhelp.com)



## 名古屋国際センター

対応言語：英語・中国語

スペイン語・ポルトガル語

受付日時：土曜日 10:00～12:30

※予約制 052-581-6111

なお、正式に弁護士に離婚事件を依頼する場合は、弁護士会などで弁護士の紹介を受けた上で依頼します。この場合は、弁護士に報酬を払う必要があります。裁判費用や弁護士費用が払えない人には**法律扶助協会**(<http://www.jlaa.or.jp> 日本語・英語)が裁判費用(弁護士費用を含む)の立替えをしてくれます。立替金は月賦で返還します。外国人でもこの制度を利用することができるので相談をして下さい。

## (3) 在留資格

在留資格が「日本人の配偶者等」である場合は、離婚が成立した時点で実質的にはその資格を失います。したがって日本に在留し続けるには他の在留資格への変更手続きをおこなうか、「定住者」としての資格を得る必要があります。

外国人同士が離婚した場合、「家族滞在」資格の人は資格を喪失する可能性があります。この場合も他の資格に変更する必要があります。

## (4) その他

日本での離婚が成立しても外国人の本国での届け出はその国に準じます。大使館・領事館・本国の関係機関等に問い合わせてください。

日本人配偶者が離婚後、氏を元の名前に変更したい時は3ヶ月以内であれば市町村への届け出により元の名前に戻ることができます。3ヶ月を過ぎた時は家庭裁判所の許可を得て元の名前に戻ることができます。

## 3. 死亡届

## (1) 死亡届

外国人の方が亡くなった場合の手続きは、日本人と同じです。日本国内で外国人が亡くなった場合、市町村役場に届け出をしなければなりません。医師の「死亡診断書」を添えて「死亡届」を居住地または死亡した地域の市町村役場に届けます。

## 名古屋国際中心

対応言語：英語・中国語・西班牙语・葡萄牙語

受理時間：星期六 10:00～12:30

※ 予約制 052-581-6111

如正式委托律师办理离婚的话，应通过律师会等的介绍后办理委托手续。这种情况，需向律师支付报酬。支付不起裁判费用或律师费用的人可由**法律扶助协会**(<http://www.jlaa.or.jp> 日语・英语)垫付裁判费用(包含律师费用)。垫付金可分月返还。外国人也利用此项制度，请咨询。

## (3) 在留資格

如在留资格为“日本人配偶者”，离婚成立的同时实际上已失去该项资格。要继续留在日本的话需办理变更为其他在留资格的手续或取得“定住者”资格。

外国人双方离婚的情况，持“家属滞在”资格的人有丧失资格的可能性。此种情况，也有变更为其他在留资格的必要。

## (4) 其他

即使在日本离婚成立，外国人在本国的登记情况也应遵循该国制度。请向大使馆・领事馆・本国相关单位等咨询。

日本人配偶者离婚后，如想恢复原姓名，3个月内向市町村提交登记即可恢复。超过3个月后可经家庭法院许可后可恢复原姓名。

## 3. 死亡登记

## (1) 死亡登记

外国人死亡后的手续与日本人相同。在日本国内外国人死亡后必须向市町村公所提出登记。请将添加了医生出具的“死亡诊断书”的“死亡登记”提交给居住地或死亡地区的市町村政府。

## (2) 届け出人

親族、同居者、家主・地主または家屋・土地管理人、公設所の長に届け出資格があります。

## (3) 死亡に伴う手続

- ① 死亡者本人の国の大使館、あるいは領事館に連絡します。
- ② 死亡の事実を知った日から7日以内に「死亡届」を市区町村役場へ提出します。(土・日・祝日も提出可能) 医師の診断書が必要です。
- ③ 外国人登録証を市区町村役場に14日以内に返納します。
- ④ 日本で火葬や埋葬をする場合には「死体火葬、埋葬許可証」を受けます。
- ⑤ パスポートを大使館へ返却します。

## (4) 必要書類について

用紙は役所か病院に用意してあります。「死亡届」は「死亡診断書(死体検案書)」と一続きになっています。死亡届の欄には届け出人が記入します。病死の場合には、「死亡診断書」の欄には臨終に立ち会った医師に記入を依頼します。事故死や自殺の場合には、警察が検視を行い「死体検案書」を作成します。

## (5) 死体の火葬・埋葬

死亡した人の国籍のある国に、遺体あるいは遺骨を移送する事もできます。ただし遺体を送る場合、多額の費用がかかることを覚悟しなければなりません。受け入れ国によって必要な書類・手続が異なります。受け入れ国の大使館に問い合わせてください。

- ① 日本で火葬・埋葬する場合は市区町村役場に死亡届を出して受理された後、「死体の火(埋)葬許可証交付申請書」を出し、火葬もしくは埋葬の許可を受けなければなりません。
- ② 国民健康保険、社会保険に加入していた場合、埋葬料または葬祭費が支給されますので申請します。国民健康保険の場合の支給額は市区町村によって異なります。また、社会保険の場合は、一律5万円です。生命保険に加入している場合は、その請求も忘れないようにしましょう。

## (2) 登記提出人

亲属、同居者、房东・地产主或者房屋・土地管理人、公证所长有提交登记的资格。

## (3) 与死亡有关的手续

- ① 与死亡者本国的大使馆或领事馆联系。
- ② 知道死亡事实后7天内向市区町村政府提交“死亡登记”。(星期六日・节假日也可) 需医生的诊断书。
- ② 14天内将外国人登录证返还市区町村政府。
- ④ 在日本火葬或土葬时要取得“死体火葬、埋葬许可证”。
- ⑤ 将护照交还大使馆。

## (4) 有关所需材料

政府机关或医院备有死亡登记用表格。“死亡登记表”和“死亡诊断书(死体检案书)”是连在一起的。死亡登记表由提交登记的人填写。如是病死需临终前在场的医生填写“死亡诊断书”。因事故死亡或自杀的情况，需警察验尸后填写“死体检案书”。

## (5) 尸体的火葬・土葬

遗体或骨灰可送回死者的祖国。但是，需要了解的是，运送尸体要花费一大笔费用。各接收国家所需材料、手续也不相同。请向接收国家的大使馆咨询。

- ① 在日本火葬、土葬的情况，市区町村政府受理死亡登记后，必须提交“尸体火(土)葬许可证交付申请书”，取得火葬或土葬的许可。
- ② 如果加入了国民健康保险、社会保险，可申请领取埋葬费或葬礼费。加入国民健康保险者，其支付额各市町村不同。加入社会保险者，一律为5万日元。

加入了人寿保险的话，请别忘记要求支付。